

第五種共同漁業権遊漁規則

内共第 2 9 号

令和 8 年 5 月 29 日施行

益田川漁業協同組合

益田川漁業協同組合内共第 29 号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、益田川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第29号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご、いわな、にじます、うなぎ、こい、おいかわ、うぐい、かじか、よしのぼり及び、あじめどじょうをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭、文書、又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、第14条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条に定める遊漁料を同条記載の方法にて組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。フライ・テンカラ・ルアー釣りのみ可能。餌釣りは禁止とする。

ハリはカエシの無いもの（バーブレスフック）を1本だけ使用。ビク類の携行は禁止とする。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
にじます	久野川 下呂市久野川の飛騨川合流点から 上流 1,000mまでの区間	1月1日から12月31日まで
あまご、いわな	久野川 下呂市久野川の飛騨川合流点から 上流 1,000mまでの区間	3月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、組合に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第4条 遊漁による漁具・漁法は、竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、友釣をいう。）に限るもの

とし、次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具・漁法	規 模
友釣	掛け針の数は4本以内、チラシ3本以内 リールを用いての友釣りの禁止
鮎ルアー釣	竿は3メートル以内のもの <u>リールの使用は可能</u> 掛け針の数は4本以内、チラシ3本以内

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	5月11日以降で組合が定めて公示する日から12月31日まで
あまご いわな	2月1日以降で組合が定めて公示する日から9月30日まで
うなぎ	4月1日から9月30日まで
にじます、こい、 おいかわ、かじか、 よしのぼり、あじめ どじょう	1月1日から12月31日まで
うぐい	6月1日から翌年3月31日まで

2 前項の公表は、組合及びウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間	ウ 魚 種
飛騨川瀬戸第一発電所えん堤上流端から上流50m、下流端から下流60mの間の区域	4月1日から8月31日まで	全魚種
飛騨川下原発電所えん堤上流端から上流1		

80m、下流端から下流150mの間の区域		
飛騨川大船渡発電所えん堤上流端から上流60m、下流端から下流100mの間の区域		
飛騨川下呂市不動橋上流端から上流50mの間の区域		うぐい おいかわ
下呂市小坂町鹿山谷228林班砂防えん堤から上流の区域	1月1日から12月31日まで	全魚種
下呂市小坂町榎谷134林班榎谷カラ谷合流点から上流の区域		

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あまご	15cm
いわな	15cm
こい	20cm
うぐい	10cm
うなぎ	30cm

2 かじか卵は採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊 漁 料		現場加算料
		日 釣	年 釣	

あ ゆ	竿釣	3, 0 0 0 円	1 3, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
あまご、いわな、こい、にじます、おいかわうぐい、うなぎかじか、よしのぼり、あじめどじょう (以下「雑魚」という。)	竿釣	2, 2 0 0 円	9, 5 0 0 円	2, 2 0 0 円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、小学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚 種	区 分	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
あ ゆ	満 7 5 歳以上の者 心身障がい者 (身体障害者手帳 3 級以上 又は療育手帳の所持者) 満 2 5 歳以下の者、女性	2, 5 0 0 円	1 2, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
	高校生以下	無料	無料	—
雑 魚	満 7 5 歳以上の者 心身障がい者 (身体障害者手帳 3 級以上又 は療育手帳の所持者) 満 2 5 歳以下の者、女性	2, 0 0 0 円	8, 5 0 0 円	2, 2 0 0 円
	高校生以下	無料	無料	—

3 第3条で規定するキャッチアンドリリース釣り場のみ利用する者の遊漁料は次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
にじます、あまご、いわな	ルアー釣り、 フライ釣り、	1, 8 0 0 円	9, 5 0 0 円	1, 8 0 0 円

	<u>テンカラ釣り</u>			
--	---------------	--	--	--

- 4 遊漁料は、組合又は組合が指定する遊漁証取扱所、オンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項、第2項及び3項に規定する現場加算料を合わせて納付するものとする。
また、前項に規定するキャッチアンドリリース釣り場のみ利用する者の遊漁料の納付は、フィッシュパス及びつりチケに限る。

(特定釣漁場)

第9条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄の区域において、イ欄の魚種を対象に、ウ欄の期間開設する特定釣漁場において遊漁をしようとする場合には、エ欄の料金を組合が指定する場所において納付しなければならない。

ア区域	イ魚種	ウ期間	エ料金
小黒川 下呂市小坂町落合字管谷 2563番地先の蝙蝠谷 との合流点から上流500m下流500mの間の区域	にじます あまご	にじます 3月1日から12月31日まで あまご 3月1日から9月30日まで	来場者にあわせて魚を放流する場合 にじます 一人・1kg放流 2,000円 (利用時間5時間)
岩崎谷 下呂市小坂町岩崎字川原 畑11番地先から 上流300mまでの区域			あまご 一人・1kg放流 3,000円 (利用時間5時間)
大洞川 下呂市小坂町大字大洞字 小和田2340-5番地 先から上流300mの区域			

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種

- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 前項(1)に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。

3 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第12条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第13条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第14条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則

この規則は令和6年1月1日より施行する。

附則

この規則は令和8年5月29日より施行する。